

財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年七月二十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠 十四回）

三 法律及びそ 財政法（昭和二十二年法律第三

の 十四号）第四条第一項及び平成

十七年七月二十日に発行の特別等に關す

め の 公債の発行の特例等に關す

る 法律（平成十七年法律第十九

号）第二条第一項

社債等の振替に關する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札と同時に行われる入

札であつて、財務大臣が各債

五

募入
方決
法定
入の

市場特別参加者ごとに応募限度
額を定める市場も特別参加者第
以下、国債市場特別参加者第
非価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い
も申込みのその応募額を順次割
当てる。応募額を案分により

各申込みの範囲内に各応募

各債市場特別参加者との応募

募集限度額の範囲を割り当てる。
申込みの応募額を割り当てる。

六

発
行争
額

億円額で一兆五千四百七十二
うち、財政法第四十一条の規

定に基づき発行した利付債に規

ついで、八千九百

九十六億八千九百

平成十七年八月十五

の十七年八月十五

の十七年八月十五

の十七年八月十五

の十七年八月十五

口
非競争
入

札非
発競争
行争
入

七百五十万円の面額で百三十億三千

に基き発行した利付債に規定

の十七年八月十五

の十七年八月十五

十二						十	十	九	八						七						八																						
利	発	競	加	場	び	札	非	入	価	発	行	行	振	額	最	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行				
率	行	争	入	価	格	第	参	市	及	入	行	争	格	競	価	行	争	格	第	参	市	場	入	行	争	格	競	価	行	争	格	第	参	市	場	入	行	争	格	競	価	行	行
年						額	上	額	平	す	額	の	振	五						万	千	百	百	三	一	億	い	に	関	の	平						成						
○						面	の	面	成	る	の	記	替	万						円	三	円	十	十	兆	円	て	基	す	た	成						十						
・						金	そ	金	十	〇	数	又	の	円						百	九	億	四	万	千	四	額	き	法	の	七						年						
一						額	れ	額	七	倍	の	記	規	十						十	七	億	千	円	百	面	行	第	二	の	公	度						に					
パ						百	ぞ	百	七	の	金	録	に	七						七	億	三	八	十	億	金	し	条	の	行	の						お						
ー						円	れ	円	月	金	は	、	よ	二						十	八	百	十	億	で	た	利	第	一	の	行	け						け					
セ						に	の	に	十	額	は	、	最	日						三	十	万	六	千	千	三	付	国	項	の	特	例	財						政				
ン						つ	の	つ	日	に	よ	る	低							百	八	千	二	八	千	九	国	債	に	規	定	の	等	運						營			
ト						き	募	き		よ	る	も	の							八	十	二	百	六	千	十	七	つ	定	に	營						營						
						百	円	六		も	の	と	金							二	二	百	八	百	七	つ	定	に	營						營								
						円	六	銭		も	の	と	金							二	二	百	八	百	七	つ	定	に	營						營								
						六	銭	以		も	の	と	金							二	二	百	八	百	七	つ	定	に	營						營								
						銭	以			も	の	と	金							二	二	百	八	百	七	つ	定	に	營						營								

十三 初期利子

十四 第二期以後の利子

十五 償還金額

十六 償還金額

十七 元金支額

十八 払込期日

平成十八年一月二十日を算した期
とし、次の式により算出した期
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次の及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月二十日及び七月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成十九年七月二十日
額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年七月二十日